

12/11

F-Q1

公開下町

取扱説明

情報共有

(3枚非管理人用)

PRSA班

→アレス対応チーム

プラント状況(本店レク)議事メモ

暫定版

日時：平成23年12月10日(土) 11:00～11:20

場所：東京電力本館3階大会議室

先方：記者約10名(カメラ3台)

当方：原子力・立地本部 [REDACTED]

原子力設備管理部 [REDACTED]

広報部 [REDACTED]

配布資料：なし

[REDACTED]よりプラント状況に関して説明。

質疑：

Q. 東京電力が撒き散らした放射性物質はいつ回収するのか。

A. 放射性物質の除染に関しては、特別措置法に基いて、政府と相談しながらご協力させて頂きたいと考えている。

Q. それはいつ行うのか。

A. 特別措置法に基づき、その枠組みに従って政府と相談しながらご協力させて頂きたいと考えている。

Q. 東京電力主導で除染をする気は無いということか

A. 除染作業に関しては特別措置法で作業の進め方が定められており、特別措置法の枠組みに従ってご協力させて頂きたいと考えている。

Q. 社員全員が除染作業をするべきではないのか。

A. 除染作業にはご協力させて頂きたいと考えているが、発電所の復旧作業や賠償、電力の安定供給に係わる業務もあるため、そういう業務を着実に進めて参りたい。

Q. 12月8日の政府・東京電力による統合会見の場にて環境省の人間が汚染者負担の原則に対して言及していたが、それに対してどのように考えているのか。

A. 当社としても事故を引き起こした当事者として適切に対応して参りたいと考えている。

Q. 適切とは具体的にどのようなことを指しているのか。

A. 除染作業や賠償等に対して真摯に対応させて頂きたいと考えている。

Q. 東電自ら除染計画を立て、実施する予定はないのか。

A. 特別措置法に基づき、その枠組みに従って政府と相談しながらご協力させて頂きたいと考えている。

Q. 冬のボーナスは支給されたのか。基本給の何ヶ月分か、平均支給額は。

A. 支給している。基本給の約1ヶ月分で、平均支給額は37.4万円。

Q. 事故の当事者という立場でボーナスが支給されたことをどのように考えているのか。

A. 今回の事故により広く社会の皆様にご心配、ご迷惑をおかけしていることについて申し訳ないと考えており、当社のおかれている経営状況等を勘案し、給与・賞与の減額を行っている。

Q. ボーナスの支給をなくすべきではないのか。

A. 先に公表させていただいた緊急特別事業計画を踏まえ、既に実施している人件費の削減に加えて、年金の削減、福利厚生の見直し、人員の見直しといったあらゆる削減に努めてまいりたい。

Q. 来年度のボーナスの支給についてはどのように考えているのか。

A. 未定である。

Q. 経営者に直接聞いてほしい。

A. 経営者の判断としても現時点では未定である。

Q. 12月9日の東京新聞（朝刊）で、西沢社長がインタビューに応じており、その中で「火力発電用の燃料費負担増などを補うため、「電気料金引き上げ申請に踏み切る可能性がある」と発言しているが、電気料金の引き上げについてどこまで検討しているのか。

A. 現時点で具体的に決定した事項はない。

Q. 検討はしているのか。

A. 様々な経営課題について検討しているが、料金の値上げについて具体的に決定した事項はない。

Q. 原子力発電所の再稼働についても言及しているが、具体的にどこまで検討が進んでいるのか。

A. 原子力発電所の再稼働についても、具体的に決定した事実はない。

Q. 検討はしていないということか。

A. 様々な検討は行っているが、具体的な決定事項はない。

Q. 一部報道では2013年春から再稼働との報道もあるが事実関係は。

A. 現時点で具体的に決定した事項はない。

Q. 非常用復水器を手動停止したのは何故か。

A. 地震発生後、原子炉が自動スクラムしたことを受け、非常用復水器は自動起動したが、温度・圧力の下がり方が大きかったため、一度非常用復水器を手動停止した。その後は、圧力制御のため非常用復水器の間欠運転を実施している。

津波来襲後、直流電源圧が喪失し弁がインターロックされ非常用復水器の運転は停止

した。18時18分頃に電源が不安定の中ランプの点灯が確認できたことから、非常用復水器Aを手動起動し、蒸気の発生を確認したが、蒸気の発生がとぎれたことから、18時25分に手動停止をしたもの。

Q. 独立行政法人 原子力安全基盤機構の解析結果では、1号機の非常用復水器が津波襲来から1時間以内に再稼働していれば炉心溶融はなかったという結果だが、どのように感じているか。

A. 原子力安全基盤機構の解析結果は承知している。当時の状況としては、駆動する電源がない状況であり、非常用復水器を操作することは困難であった。また当時は照明等もなく真っ暗であったことから、現場に向かい弁を手動で操作することは困難であったと考えている。更に格納容器内側の弁は運転員が行けない場所にあることから具体的な操作は実質できなかったと考えている

Q. 非常用復水器は非常に起動する設備なのに非常に使用できなかつたのか。

A. 今回の事故においては使用できなかつたが、通常原子炉が隔離された状態では起動可能な設備である。

Q. 今回の事故で使用できなかつたということは、人災ではないのか。

A. 事故の想定をどのような基準にするかは、安全設計審査指針に基づき設計運用をしており、人災かどうかについての判断は難しいのではないか。

Q. 東京電力の相談ダイヤルはなぜ有料なのか。

A. 確認する。なおカスタマーセンターへ繋がる電話番号はフリーダイヤルとなっていいる。

Q. 福島原子力相談室に問い合わせたところ、苦情の件数を内容ごとに集計していると言っていたが、なぜその内訳を公表しないのか。

A. そのような内訳があるかどうかも含め確認する。

以 上

2011年12月12日 10時21分

東京電力(株)原子力立地会議室

福島第一原発 (1号機外管廻り)

NDA班 プレス対応チーム

報文番号No. 1688I P. 1

取扱い / 11/11 18:00 手渡資料

暫定版

プラント状況（本店レク）議事メモ

日時：平成23年12月10日（土）18:00～18:20

場所：東京電力本館3階大会議室

先方：記者約10名（カメラ3台）

当方：原子力・立地本部

原子力設備管理部

広報部

配布資料：

- 福島第一原子力発電所の状況
- 福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について（第二百六十報）
- 福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について（第二百五十三報）
- 福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について（12月9日採取分）
- 福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について（12月9日採取分）
- 集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水核種分析結果
- 海底土核種分析結果

よりプラント状況・配布資料に関して説明。

質疑：

Q. 低濃度汚染水の処理について、海洋放出の見送りを判断したとの報道があったが、海洋放出以外の処理手段はあるのか。

A. 施設運営計画（その2）を提出する際に、全漁連を始め、様々な方々から意見を頂いており、海洋放出を行うかどうかは現在検討しているところ。放出するとしても、炉規則告示濃度限度を下回る処理水を放出するため、汚染水を放出する訳ではない。放出以外の処理手段としては発電所内で再利用する事を第一に考えており、原子炉への注水等に利用する予定。また、5, 6号機滞留水については、自然発火防止のために福島第一原子力発電所構内に散水している。

Q. 海洋に放出する際には、どのような設備や作業が必要となるのか。また、時期の見通しは。

A. 炉規則告示濃度限度を下回らせるために滞留水の除染作業が必要であり、装置の設計を進めている。放出するに当たっては、水を確保するためのタンクを建設し、タンクから海岸まで移送するホースや配管が必要になるが、具体的に決定している事実はなく、現在検討中である。

Q. 筒井農林水産大臣が東京電力が海洋放出をしないと約束したという話があったが、事実関係は。

A. 現時点では海洋放出に係る具体的な決定事項はない。

以上